

欧州委員会、「欧州特許システムの品質に関する調査」報告書を公表

2011年4月26日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州委員会は、3月3日、「欧州特許システムの品質に関する調査（Study on the quality on the patent system in Europe “PATQUAL”）」と題する報告書を公表した。欧州特許システムの品質を評価することを目的として、知財専門の非営利研究機関である「IP Finance Institute」が、欧州委員会からの委託によって調査を実施したものの。

特許の品質に対して強い関心を持つ傾向がある欧州産業界、および、欧州各国特許庁に対するアンケート結果がまとめられているほか、欧州特許システムの改善へ向けた提言も記載されている。本報告書は194頁にも渡る大部であるが、その中から特に興味深い点を抜粋して紹介する。

なお、本報告書の内容は欧州委員会の公式見解を表明するものではないとしている。

1. 序論

- ・ 欧州特許システムの品質は次の4つの観点から分析された（1.1）。
 - － 欧州特許システムのユーザーへのアンケート調査
 - － 一部の欧州各国特許庁および欧州特許庁（EPO）へのアンケート調査とインタビュー
 - － 欧州特許庁（EPO）の異議の分析
 - － 特許品質のための海外の取組の分析

2. 欧州特許システムのユーザーへのアンケート調査

- ・ 欧州全域の221の民間企業および98の大学・公的研究機関から回答を得た（2.3.1）。

2.4 民間企業へのアンケート調査結果

- ・ 民間企業には、20のEU加盟国のあらゆる事業技術分野が含まれ、また、従業員数250名未満の中小企業の割合は46.2%であった（2.4.1）。
- ・ 研究開発費から利益を得るための各手段の効果は、特許が最も高く評価された。なお、平均評価（Rating Average）は1（最低）～4（最高）までの4段階評価（2.4.1）。

Answer Options	% of 3 and 4	Rating Average
Patents	84%	3.33
Utility Models	35%	2.25
Design Models	33%	2.13
Copyright	38%	2.24
Trademarks	63%	2.84
Industrial secrecy	76%	3.11
Use of complementary assets	44%	2.40
Strategical 'lock-in' of customers	60%	2.60
Fast time-to-market and product development cycles	78%	3.16
Retention of highly skilled personnel subject to non-disclosure clauses in employment contracts	66%	2.87
Inclusion of technology within a standard	59%	2.69

・高品質の特許の基準に対する平均評価は、「権利範囲と法的安定性の最適なバランスを持つ」（平均評価 3.32）、「技術革新内容の明確な開示」（平均評価 3.11）、「高レベルの進歩性」（平均評価 2.74）の順であり、この傾向は大企業および中小企業の両方に共通していた（2.4.2）。

・特許システムの品質の各関連項目の重要性に対する平均評価は、全体では、「特許性の法的要件への高い適合性（平均評価 3.20）」、「費用対効果」（平均評価 2.91）、「適時性」（平均評価 2.63）の順であったが、大企業では「特許性の法的要件への高い適合性」への重要性に対する平均評価が最も高く 3.34 であったのに対して、中小企業では「費用対効果」への重要性に対する平均評価が最も高く 3.30 であった（2.4.2）。

・欧州特許システム（EPO のみならず各国特許庁を含む全体）と日米中韓の 4 庁に対する品質の評価は、1 位：欧州特許システム（平均評価 2.90）、2 位：日本国特許庁（JPO）（平均評価 2.74）、3 位：米国特許商標庁（USPTO）（平均評価 2.40）、4 位：韓国知的財産庁（KIPO）（平均評価 2.33）、5 位：中国国家知識産権局（SIPO）（平均評価 2.19）の順であった（2.4.2）。JPO は大企業および中小企業からほぼ同等の評価を得た反面、欧州特許システム、KIPO および SIPO は中小企業よりも大企業から高い評価を得た。また、それぞれの特許システムの品質の各関連項目（(A)適時性、(B) 特許性の法的要件への高い適合性、(C) 費用対効果）に対する評価は次のとおり（2.4.2）。

Answer Options	Overall		(A)		(B)		(C)	
	% of 3 and 4	Rating Average	% of 3 and 4	Rating Average	% of 3 and 4	Rating Average	% of 3 and 4	Rating Average
European Patent System	77%	2.90	81%	2.93	77%	2.88	75%	2.88
USPTO (U.S.A.)	44%	2.40	51%	2.49	41%	2.36	46%	2.45
JPO (Japan)	68%	2.74	72%	2.74	63%	2.71	69%	2.74
SIPO (China)	33%	2.19	26%	2.11	37%	2.23	30%	2.17
KIPO (Republic of Korea)	39%	2.33	38%	2.35	452%	2.37	36%	2.30

・特許取得の可能性があるにも関わらず、特許を出願しないと決定する場合の重要な動機として回答された割合は次のとおり（2.4.2）。

- － 製品やサービスの模倣を回避することが効果的でない（38.7%）
- － 特許出願、登録および更新の費用が高すぎる（33.8%）
- － 権利行使の費用が高すぎる（30.3%）
- － 許可された特許の実際の有効性が不安定である（24.6%）
- － 欧州の制度における特許出願を行うための特許弁理士費用が高すぎる（23.2%）
- － 技術のライフサイクルに比して取得手続きのための期間が長すぎる（17.6%）
- － 知的財産権の限定的な保護しか与えられていない国へ輸出している（9.9%）
- － 属している産業界において特許が過密している（9.2%）
- － 特許システムについて過去に訴訟などの悪い経験があった（1.4%）

・欧州特許システムにおいて、最も多く（45.1%）採用されている出願戦略としては、最初に各国特許庁に出願し、次に EPO へ、さらに PCT 出願を行う。各国特許庁に対して最初に出願する理由は次の 2 点。また、大企業には、EPO よりも安い費用で欧州各国特許庁からの調査報告書や特許性に関する予備的評価を取得するという意見が多かった（2.4.3）。

- － 特許の技術的および市場価値について情報収集を行う間、早期に優先権を獲得すると共に EPO への出願を遅らせるため
- － 早期に優先権を獲得すると共に EPO における翻訳その他の費用を遅らせるため。

・欧州特許システムの費用に関して、更新手数料および翻訳費用が負担であると回答した企業が多かった（2.4.4）。

・付与された特許の権利行使に関する意見は次のとおり。なお、平均評価（Rating Average）は 1（強く反対）～4（強く賛成）までの 4 段階評価（2.4.6）。

- － 異なる裁判管轄に跨る欧州特許システムの断片化が侵害訴訟の重複に起因する高い法的費用を引き起こしている（平均評価 3.64）
- － 特許裁判所の現在の利用コストは、特許権者が特許侵害訴訟を提起することを阻止している（平均評価 3.27）

- － 異なる欧州の裁判所における侵害訴訟の結果の分散する危険性が特許取得の動機に強い否定的な影響を与えている（平均評価 3.23）
- － 欧州のいくつかの裁判所における技術的に訓練された判事の不足は、権利行使の可能性の大きな障害である（平均評価 3.15）
- － 異なる欧州の裁判管轄における侵害訴訟の翻訳費用は特許された技術革新の権利行使の可能性を著しく減じる（平均評価 2.92）
- － ほとんどの特許訴訟が和解で解決されるため、現行の欧州特許訴訟システムの特徴が特許活動に与える影響は限定的である（平均評価 2.38）
- ・ ほぼ全ての企業が、EU 特許が非常に高いレベルでの法的安定性を提供し、翻訳費用および管理費用の削減をするべきであるとの意見であった（2.4.7）。
- ・ 特許品質を向上させる取組に対する意見は次のとおり（2.4.7）。
 - － より直接的で迅速な方法による特許審査官との協議（Eメールや電話など）の機会は、審査手続きを迅速化し、付与された特許の明確性を向上させる（平均評価 3.39）
 - － 進歩性の最低要件の引き上げは、特許システムの品質を向上させる（平均評価 2.83）
 - － 追加的で選択的な徹底した特許サーチに対して費用を支払う機会は、特許システムの品質を向上させる（平均評価 2.72）
 - － 審査を遅延させる機会は、特許システムの品質を向上させる（平均評価 2.08）

2.5 大学および公的研究機関へのアンケート調査結果

- ・ 高品質の特許の基準に対する平均評価は、「高レベルの進歩性」（平均評価 3.16）、権利範囲と法的安定性の最適なバランスを持つ」（平均評価 3.13）、「技術革新内容の明確な開示」（平均評価 3.10）、の順であった（2.5.2）。
- ・ 特許システムの品質の各関連項目の重要性に対する平均評価は、「費用対効果」（平均評価 3.10）、「適時性」（平均評価 2.92）、「特許性の法的要件への高い適合性（平均評価 2.79）」の順であった（2.5.2）。

3. 異議事件の分析によるEPOの特許品質の経験的評価

- ・ 2000年～2008年のEPOにおける特許付与に対する異議申立の割合は次のとおり（3.5.1）。

Publication year	Opposition rate
2000	5.61%
2001	5.59%
2002	5.24%
2003	5.19%
2004	5.56%
2005	5.44%
2006	5.23%
2007	5.17%
2008	4.79%
Total	5.28%

・一般的に異議申立を請求される特許はより価値が高いという議論があることから、異議申立をされた特許とされなかった特許について、引用した特許文献の平均数（backward citations）、引用した被特許文献の平均数、被引用された平均回数（forward citations）、請求項の平均数が次のように報告されており、これによって異議申立を請求された特許の特徴を把握することができる。次表では、さらに欧州域内と域外の優先権によって項目が分けられている（3.5.3）。

	Entire sample	Opposition=1	Opposition=0
Number of references to patents (backward citations)			
European	4.47	5.40	4.40
Not-European	4.73	5.76	4.69
Number of references to the non patent literature			
European	1.19	1.44	1.17
Not-European	1.68	2.14	1.65
Number of citing patents (forward citations)			
European	0.10	0.24	0.09
Not-European	0.08	0.21	0.07
Number of claims			
European	12.06	13.57	11.96
Not-European	13.21	15.27	13.12

・優先権主張をする国別の異議申立の割合は次のとおり。日本に対して優先権主張をした特許の場合には、異議申立の割合が平均値よりも相当低い（3.5.4）。

First priority country	Opposition rate				
	2000-2008	2000-2002	2003-2004	2005-2006	2007-2008
Germany	6.87%	6.73%	6.87%	6.95%	6.93%
USA	5.06%	5.09%	5.06%	5.25%	4.84%
EPO	5.77%	6.21%	6.51%	5.60%	5.20%
Japan	2.72%	3.17%	2.99%	2.51%	2.23%
France	4.93%	5.35%	4.94%	4.98%	4.40%
Great Britain	6.11%	5.75%	5.70%	6.50%	6.63%
Italy	5.29%	5.57%	4.90%	5.12%	5.65%
Sweden	6.47%	6.64%	6.56%	6.48%	6.13%
Netherlands	9.87%	10.55%	8.83%	11.54%	8.55%
Denmark	11.54%	11.04%	9.63%	12.66%	13.14%

・2000～2006年に付与された特許に対する異議の結果は、補正 19.45%、異議却下 14.5%、異議成立 24.92%、中断 7.11%、審理中 34.47%であった（3.6.1）。

4. 特許品質改善へ向けた国際的取組の費用対効果の分析

・日米欧中韓の特許庁による IP5 のワークシェアリングの取組について、大部分の回答者が EPO と JPO の実体審査に対して高い満足度を表明している一方で、KIPO と USPTO、そして特に SIPO については満足度が低い。これは、審査手続に格差があるとの認識に基づくものであり、調和した手続きの必要性が求められている。他方、EPO および欧州各国特許庁に対する調査では、総じて特許審査官同志の情報交換は特許品質向上に有益であることに賛成であり、共通分類と機械翻訳を実現する仕組みとツールが有益であることが示された (4.3.2)。

・特許審査ハイウェイ (PPH) は、関連する先行技術文献情報を特許庁間で参照できる点、および、各特許庁の滞貨を減少できる点において、品質向上の利点がある。一方、PPH の拡大に連れて品質向上よりもむしろ審査の直接的な制御を失わせるという危険性も存在する上に、多様な出願戦略を採用することが可能であるため、出願人が後の庁における緩やかな審査を望んで、不適正な審査を実施する庁を不誠実な意図を持って選択する可能性もある。よって、PPH に合意する外国の庁の審査品質が常に高いことが重要である (4.3.3)。

5. 欧州の特許品質改善へ向けた取組と評価の概観

・EPOの「Raising the Bar¹」の一連の規則改正によって、EPOの審査官がサーチの際に発明の明確化を求めて出願人に連絡することが可能になり、サーチにより集中できるため、関連性の強い引用先行文献を増やしサーチレポートの品質が向上することになった (5.4.1)。

・欧州特許ネットワーク (EPN) の枠組みにおいて、欧州品質システム (EQS) が設立され、これは、欧州品質監理基準 (EQMS) と製品品質基準 (PQS) の 2 部から構成されている。欧州各国特許庁は EQS に基づき継続的な製品とサービスの品質向上を行っている。また、ISO を取得している欧州各国特許庁も多く、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国が例示されている (5.5.1)。

・特許品質向上へ向けた仕組みに関し、欧州各国特許庁の 14 名に対してアンケート調査を行った結果は次のとおり。ただし、括弧内の数値は回答した人数を示す。

(1) 審査の仕組み (5.6.1)

- － IPC/ECLA の基準を上回る特許分類の展開：中立 (6)
- － E メールおよび電話による出願人との非公式な連絡：賛成 (9)
- － 要求される仕事量に応じた審査官の増員：賛成 (7)
- － 案件により多くの時間を与えるための審査官の目標増員：賛成 (5)、中立 (5)
- － 付与決定前の特許案件の再審査：賛成 (8)
- － 審査官の能力の維持 (研修や研修教材など)：賛成 (14)
- － 審査官同士の情報交換：賛成 (13)

(2) 品質評価 (5.6.2)

¹ 欧州知的財産ニュース「[欧州特許庁、4 月 1 日から規則改正と審査ガイドライン改訂\(PDF\)](#)」を参照。

- － 特許品質向上のための内部監査：賛成（11）
 - － 特許品質の外部監査：中立（9）
 - － ISOなどの監理や製品品質の認証：賛成（8）
 - － 品質評価のための実務の適用／実施の規約：賛成（11）
 - － サーチ品質の検査のための特許出願の無作為抽出：賛成（13）
 - － 審査品質の検査のための付与された特許の無作為抽出：賛成（12）
 - － サーチ実務の規約文書への基準化：賛成（9）
- (3) 第三者の参加（5.6.3）
- － 審査を支援する第三社の参加機会を増やす努力：賛成（8）
 - － 付与後の検査における第三者の参加機会を増やす努力：中立（5）
 - － 将来的な発明者への強力な先行技術のサーチツールの構築と利用可能性：賛成（8）
 - － 侵害または有効性の問題に関するクレーム範囲に対する行政上の意見：賛成（6）
 - － 特許システムの不適切な利用を防止させる出願人および弁理士のための実務および行動規範の規約：賛成（8）
 - － 顧客からのフィードバックの仕組み：賛成（12）
- (4) 特許手続き（5.6.4）
- － 特許出願の遅延審査：反対(5), 中立（5）
 - － 低品質の特許出願の件数を減少させるための出願料金の値上げ：中立（6）
 - － 出願の基準を明らかに満たしていない特許の即時フィルタリングの増加（特許出願のサーチの拒絶や特許性のない発明の早期拒絶など）：中立（7）
 - － 早期の補正や取下げを促すための特許性に関する予備的見解書：賛成（11）
- (5) 特許庁間の協力（5.6.5）
- － 他の特許庁との特許品質に関する実務の標準化：賛成（8）
 - － 欧州各国特許庁と EPO 審査官の間の情報交換：賛成（9）
 - － JPO や USPTO などの第三国の特許庁との情報交換：賛成（8）
 - － 他庁のサーチの共有／再利用：賛成（10）
 - － 他庁と共通の特許分類の利用：賛成（9）
 - － 高機能の機械翻訳された文書の利用：賛成（11）

6. 結論および政策提言

・特許出願人側からの特許審査における改善の提言（6.6.1）

- (1) 関連する先行部件を特定するのに必要な技術的および科学的な知識の情報源へのユーザーからのアクセスの改善
- (2) サーチおよび審査手続きの間の審査官と出願人の効果的かつ迅速な連絡
- (3) 先行文献の特定のための補助としての第三者の貢献を促進する取組
- (4) 故意の濫用を防止するための特許審査の行動規約の導入

・特許庁側からの特許審査における改善の提言（6.6.1）

- (1) 審査官の能力の維持

(2) サーチ品質の検査のための特許出願の無作為抽出, および, 審査品質の検査のための付与された特許の無作為抽出

(3) 早期の補正や取下げを促すための特許性に関する予備的見解書の提供

(4) 各国特許庁と EPO 審査官間の情報交換の強化, および, 他庁のサーチの共有/再利用

・特許取得の障害を削減するための提言 (6.6.2)

(1) 電子化のみの手続きの開始などの特許審査における簡素化

(2) 経済配慮を伴う中小企業の出願人の認識

(3) 無料の機械翻訳システムの提供

(4) 補助金交付や税額免除の仕組み

・権利行使の可能性における改善の提言 (6.6.3)

(1) 特許専門の集中化された裁判所による訴訟システムの品質改善と技術的能力を有する判事の採用

(2) 司法システムの利用費用の削減

(3) 訴訟手続きの費用と期間の削減

(4) 主題の特許性に関する不確定性に起因する裁判の頻度の事前の制限

(5) 不確定性を防止するための異議手続きの迅速化

— 報告書の本文は, 以下参照 —

[Study on the quality on the patent system in Europe \(PDF\)](#)

(以上)